

## 設 計 基 準

### 人間文化学部棟個別空調機新設分

基本事項	参考とする機種	<p>(EHPの場合) ダイキン VRV-Aシリーズ</p> <p>(GHPの場合) ダイキン GHPエグゼアII</p> <p>(集中管理装置) ダイキン インテリジェント タッチ マネージャー</p>
	室外機能力等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別添空調機一覧表の通り 台数や能力はより最適なものへの変更は可とする。 ただし、室内機合計馬力÷室外機馬力が0.5~1.1とすること。(系統毎)</li> <li>・故障時に対応できるように圧縮機を複数搭載する機種(または、室外ユニットを複数台連結の機種)を選定すること。</li> <li>・冷房・暖房の同時使用は行わない。</li> <li>・上部吹き出し部に防雪フードを取り付けること。</li> <li>・室外機には系統名を表示すること。</li> </ul>
	室内機能力・形式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別添空調機一覧表の通り(原則、天井埋込形、天井吊形、壁掛形とする) ただし、部屋の空調能力が一覧表記載以上であれば、天井等の形状、室内温度の均一性、運転音、部屋の使用状況等を勘案し、形状(設置形式)、台数等は、最適なものへの変更は可とする。</li> <li>・室内機に加湿機能は求めない。</li> <li>・室内機が同一部屋内に複数台ある場合、同時運転仕様とする。</li> <li>・室内機は壁、天井、床等に地震等を考慮の上、強固に取り付けること。</li> <li>・各部屋に運転リモコンを設置すること。</li> </ul>
	集中管理装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理棟(A0棟)1階防災センター内の既設盤(伝送装置空盤)にコントローラーを取り付けること。</li> <li>・集中管理装置はメーカー標準品とする。(参考品番:ダイキン DCM601B 1 相当品およびそれに付随する品一式) (別添集中管理装置システム図を参考にすること。)</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部屋によっては、施工性、美観等の関係で個別パッケージエアコンの採用も可とするが、故障時に対応できるように対象の部屋には複数台設置すること。その場合、他の部屋のビルマルチエアコンと同様に集中管理装置でコントロールできる機種を選定すること。</li> </ul>
工事関係 (機器設置)	室外機置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置位置は、景観、騒音、落雪等に配慮したものとする。</li> <li>・設置場所は、コンクリート基礎を設けること。</li> <li>・室外機は転倒等の防止のためアンカーで強固に据え付けること。</li> <li>・植栽・樹木などが室外機設置に支障が出る場合は、本学の了解があれば、最小限の撤去等は認める。</li> <li>・D4棟3階既設冷却塔置き場を利用する場合は、既設冷却塔の撤去を行い、その基礎を有効利用してもかまわない。</li> </ul>

	電気設備について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ D 3 棟 1 階に電気室がある。</li> <li>・ EHP を採用する場合、電気容量の増が見込まれる場合は、屋外等に必要な容量のトランスや配電盤等を設置するかトランスや配電盤の入れ替えを行うこと。</li> <li>・ 室外機用動力盤を室外機近辺に設置のこと。壁掛盤、自立盤等の型式はとわれないが、屋外に設置する場合は屋外仕様とすること。</li> <li>・ EHP、GHP にかかわらず、室内機用の電源については廊下 EPS 内にある分電盤から取り出すこと。なお、ブレーカーに予備があればこれを使用可とするが、原則として分電盤内もしくは EPS 内にブレーカー（必要な場合は盤とも）を設置すること。</li> </ul>
	ガス設備について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ GHP を採用する場合、ガス配管については D 4 棟西側（妻面）にガスメーターがある。（φ 300）</li> <li>また、空調用ガス配管として φ 100 の配管が D 4 棟西側（妻面）1 階ガスメーターから 3 階熱源機械室まで土中～PS 内に敷設されている。室外機用のガス配管はこれら配管の内最適な場所から分岐すること。</li> <li>なお、ガスは、都市ガス（13A）とする。（プロパンガス不可）</li> </ul>
工事関係	電気配管・配線について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気配線については、天井内はケーブル転がし、その他は金属管もしくはモール内配線を原則とする。屋外配管については塗装等を行うこと。また、既設のラック・配管等を利用してかまわない。室外機～室内機配線については冷媒配管共巻でかまわない。</li> </ul>
	ガス配管について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガス供給会社の規程に則り施行のこと。</li> <li>・ 露出配管については景観に配慮し塗装等を行うこと。</li> </ul>
	排水管について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 室内機の排水については、勾配等（必要であればドレンアップ機能を設ける）を考慮し、適切に施工すること。（既設ファンコイルユニット用の排水管に接続または屋外に排水管を施工）</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既設の冷温水発生器による全体空調については、今年度中は稼働を予定しているためこれを前提に工事計画を立てること。冷却塔については夏季のみの使用のため、これ以降に冷温水発生器の運転に支障をきたさなければ撤去処分も可能である。</li> <li>・ 既設熱源機器類、空調機、ファンコイルユニット、ベースボードヒーター等については残置とする。ただし、冷却塔及びその周りの配管・バルブ類、冷却塔架台については、この場所に新設の室外機等を設置する場合はその撤去も同時に行うこと。</li> <li>・ 室内の操作スイッチ、機械室内の自立盤等の自動制御機器類についても残置とする。</li> <li>・ 撤去品については適切に処分を行うこと。</li> <li>・ 室内機や冷媒配管等の新設にあたり天井改修が必要な場合は本工事で対応すること。</li> <li>・ 室内機や冷媒配管等の新設にあたっては養生等を行い既設の備品類に支障の出ないようにすること。</li> <li>・ 停電を伴う作業は、12 月 14 日（土）に行うこと。</li> <li>・ 試運転調整時には、契約電力の超過がないようにすること。</li> <li>・ D 5 棟の 101 特殊機器分析室 1（室内機 天吊形）、102 特殊機器分析室 2（室内機 床置形）は、既設個別エアコン（内外機共）を撤去し、D5 棟のマルチエアコンの室内機を新設する。</li> </ul>